

報道関係者 各位

令和8年6月19日（金）

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部

需給調整事業第二課

課長 高橋 邦彦

課長補佐 青木 大

電話 052-685-2555

## 労働者派遣事業及び職業紹介事業等に係る令和7年度

## 指導監督状況並びに令和8年度指導監督方針

愛知労働局（局長：小林 洋子）は、労働者派遣事業及び職業紹介事業等に係る令和7年度の指導監督状況並びに令和8年度の指導監督方針を取りまとめました。

### 1 令和7年度指導監督状況 概要

- 1,939事業所に対して指導監督を実施（P2の項目1（1）を参照）  
労働者派遣事業、職業紹介事業等に係る指導監督を実施した事業所のうち、1,258件の文書指導（是正指導）を行いました。
- 「労働者派遣事業・請負事業適正化研修会」等の集団指導を実施（P6の項目1（2）を参照）  
「労働者派遣事業・請負事業適正化研修会」を昨年度に引き続き、YouTubeの限定配信によるWEB形式で開催の他、各種セミナー等を計144回実施し、9,970名が受講しました。

### 2 令和8年度指導監督方針 概要（P6の項目2を参照）

労働者派遣事業、職業紹介事業、及び募集情報等提供事業を営む雇用仲介事業者に対する、的確な指導監督を実施いたします。

# 1 令和7年度指導監督実施状況

## (1) 指導監督の実施状況

項目	令和7年度	令和6年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数(調査を行った件数)	1,939	2,002	△ 3.1%
労働者派遣事業	1,327	1,547	△ 14.2%
派遣元	945	1,100	△ 14.1%
不更新・廃止	43	44	△ 2.3%
派遣先	339	403	△ 15.9%
請負・委託関係	8	38	△ 78.9%
受託者	3	15	△ 80.0%
発注者	5	23	△ 78.3%
職業紹介事業等(※1)	604	417	44.8%
うち不更新・廃止	41	16	156.3%
②文書指導を行った事業所数(※2)	1,258	1,201	4.7%
労働者派遣事業	923	1,026	△ 10.0%
派遣元	738	786	△ 6.1%
派遣先	185	240	△ 22.9%
請負・委託関係	6	30	△ 80.0%
受託者	3	10	△ 70.0%
発注者	3	20	△ 85.0%
職業紹介事業等	329	145	126.9%

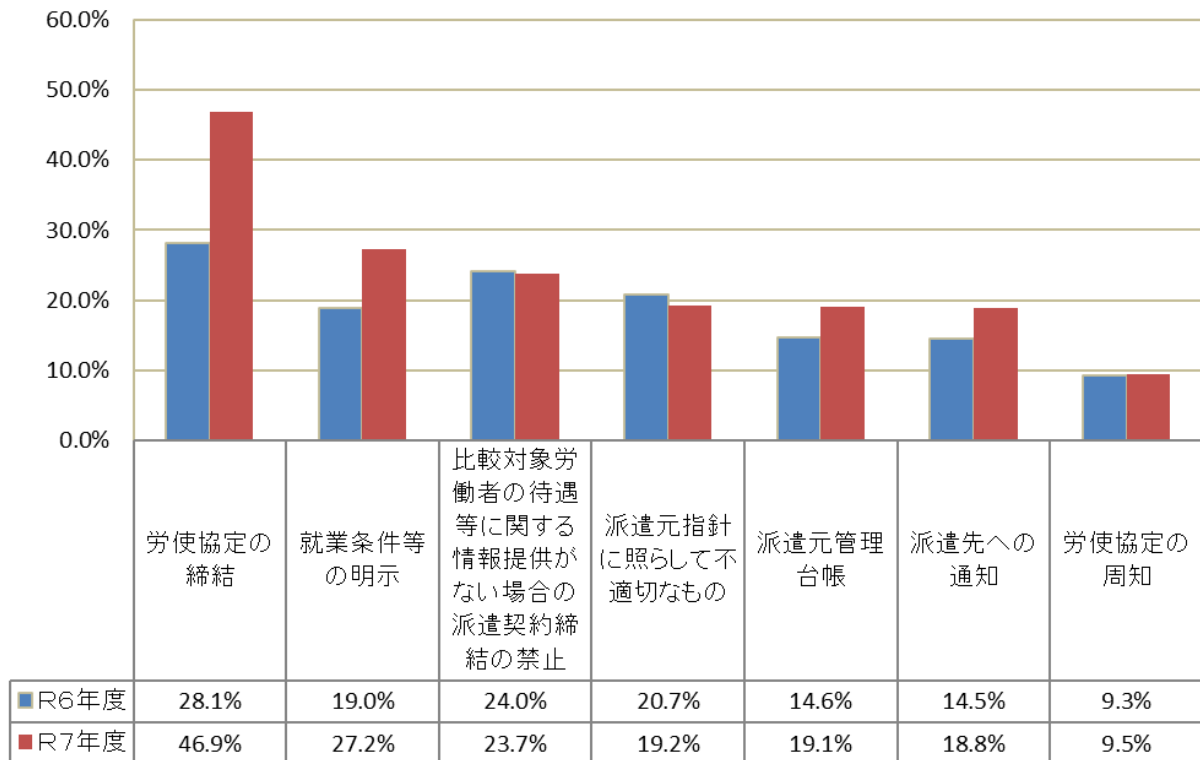
※1 有料・無料職業紹介事業及び求人者、募集情報等提供事業者

※2 派遣元・派遣先指針等に係る指導助言を含めて計上

## ① 主な文書指導事項【労働者派遣事業】

### (ア) 派遣元

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合  
(文書指導事項が複数ある場合は、重複計上)



#### □ 労使協定の締結（労働者派遣法第30条の4第1項）

- ・ 必要な記載事項が記載されていない（派遣労働者の賃金の決定事項、公正な評価に基づく賃金の決定、賃金を除く待遇の決定の方法、段階的かつ体系的な教育訓練 等）

#### □ 就業条件等の明示（労働者派遣法第34条）

- ・ 法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日、社会保険に加入しない場合はその理由 等）

#### □ 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供がない場合の派遣契約締結の禁止

（労働者派遣法第26条第9項）

- ・ 派遣先から比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報提供を受けずに労働者派遣契約を締結している

#### □ 派遣元指針に照らして不適切なもの

- ・ 派遣元は、派遣先から法定項目を具備した派遣労働者の就業状況の報告を求め、労働者派遣契約に定められた就業内容が的確に行われているのかを確認する必要があるが、派遣先に対しそれらを適切に行っていない
- ・ 労働者派遣に関する情報の提供をインターネットの利用により行っていない

#### □ 派遣元管理台帳（労働者派遣法第37条第1項）

- ・ 法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）

□派遣先への通知（労働者派遣法第 35 条第 1 項）

- ・法定項目を通知していない（派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否かの別 等）
- ・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届が行政機関に提出されていることを派遣先に通知するとき、被保険者証の写し等の加入させていることが分かる資料を派遣先に提示又は送付していない

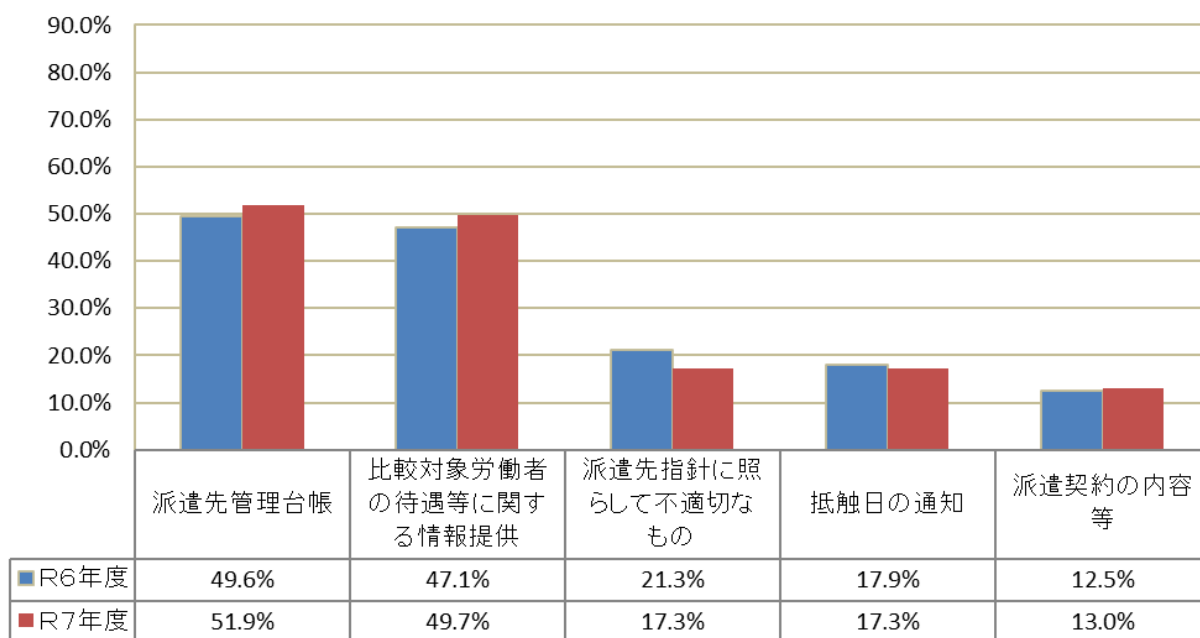
□労使協定の周知（労働者派遣法第 30 条の 4 第 2 項）

- ・締結した労使協定を雇用する労働者に周知していない（派遣労働者以外に周知していない、書面の交付等により周知していない 等）

（イ）派遣先

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合

（文書指導事項が複数ある場合は、重複計上）



□派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）（労働者派遣法第 42 条）

- ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が 60 歳以上であるか否かの別 等）
- ・派遣元事業主に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない

□比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 7 項）

- ・派遣元事業主に対し、あらかじめ、比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報を提供していない

□派遣先指針に照らして不適切なもの

- ・労働・社会保険へ加入していない理由が適正でないと考えられる場合に、派遣元事業主に対して労働・社会保険に加入させてから派遣するように求めていること

□抵触日の通知（労働者派遣法第 26 条第 4 項）

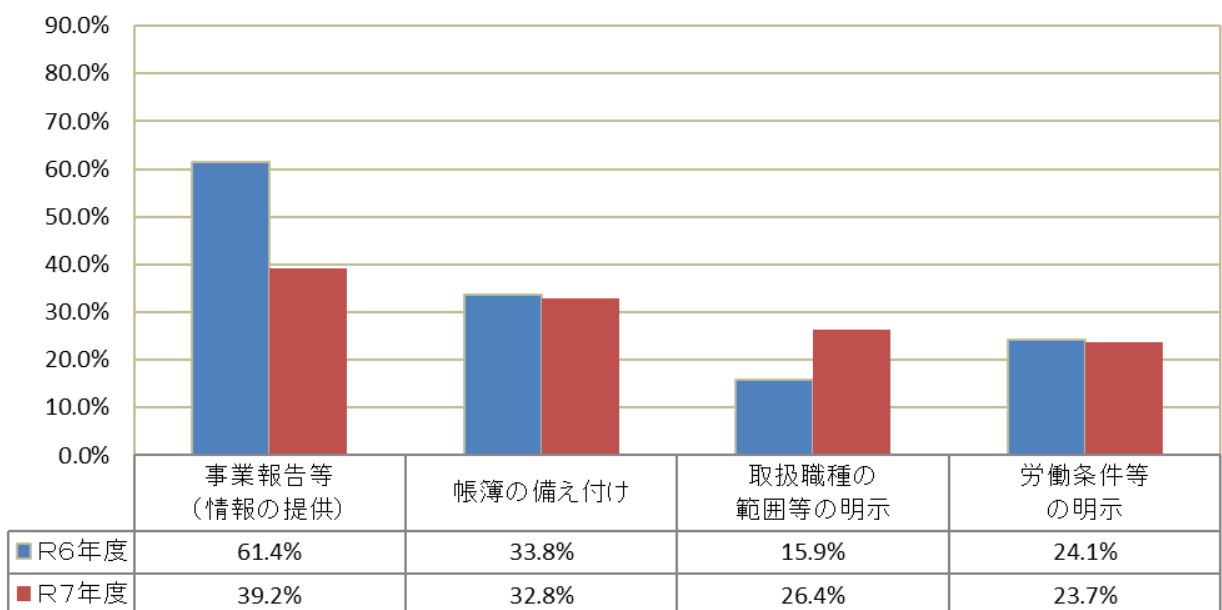
- ・派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない

□派遣契約の内容等（労働者派遣法第 26 条第 1 項）

- ・法定項目が記載されていない（業務に伴う責任の程度、派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か 等）

② 主な文書指導事項【職業紹介事業】

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合  
（文書指導事項が複数ある場合は、重複計上）



□事業報告等（情報の提供）（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）

- ・人材サービス総合サイト（※1）への情報掲載をしていない（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供）

□帳簿の備え付け（職業安定法第 32 条の 15）

- ・求人、求職管理簿及び手数料管理簿の記帳及び備え付けが行われていない

□取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者に対する業務運営の内容の明示）

（職業安定法第 32 条の 13）

- ・法定項目が明示されていない（苦情処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）
- ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

□労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）

（職業安定法第 5 条の 3 第 1 項）

- ・法定項目が明示されていない（残業、休日出勤 等）

- ・労働条件等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

（※1）厚生労働省が運営するサイトで、労働者派遣事業・職業紹介事業等の許可・届出事業一覧をはじめ、各種制度の周知や最新情報の提供を行っている。

## （2） 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	実施回数（回）	受講者数（人）
① 労働者派遣事業・請負関係	94	9,275
ア 需給調整事業部各種講習会	72	1,337
・労働者派遣事業新規許可事前講習会	18	62
・労働者派遣事業主許可証交付説明会	24	724
・派遣労働者等セミナー	30	551
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	2	5,222
ウ その他（事業主団体会合への講師派遣等）	20	2,716
② 職業紹介事業関係	50	695
ア 需給調整事業部各種講習会	47	627
・職業紹介事業新規許可事前講習会	23	89
・職業紹介事業主許可証交付説明会	24	538
イ その他（事業主団体等への講師派遣等）	3	68
計	144	9,970

## 2 令和8年度指導監督方針

### （1） 民間人材サービス事業者（労働者派遣事業者等）への指導監督の徹底

労働者派遣事業の適正な運営を確保するため、派遣元、派遣先及び派遣労働者等に対して、各種説明会等を通じて労働者派遣制度全般の積極的な周知を図る。また、派遣就業を希望するハローワーク求職者を対象としたセミナーを開催し、法制度の理解・浸透を図る。

指導監督については、派遣元、派遣先、請負事業者等への定期指導を計画的に実施する。なお、請負等と称して労働者派遣の形態で業務を行ういわゆる「偽装請負」について、日頃から情報の把握に努めるとともに、端緒を把握した場合には速やかに臨検指導を実施する。また、派遣労働者等からの申告、苦情相談等について、迅速かつ適切な対応を図る。

指導監督において法違反を確認した場合は是正指導を徹底し、重大な法違反については行政処分を含め厳正に対処する

さらに、本年10月1日付けで派遣労働者の同一労働同一賃金にかかる労働者派遣法に基づく省令及び告示が施行・適用となるため、周知啓発に万全を期すこととする。

(2) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

雇用仲介事業における事象として、医療・介護・保育分野（以下「医療等3分野」という。）に従事する労働者を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料が高い、転職勧奨により早期離職してしまうといった指摘等がある。

また、アプリを使用した短時間・単発の仕事を仲介するいわゆる「スポットワーク」に係る相談について、苦情を申し入れたら以後求人情報が見られなくなったなどの相談が寄せられ、対応が必要となっている。

取組としては、重点対策として医療等3分野の地方団体組織と緊密に連携し、手数料及び早期離職等のトラブル事案の収集と、団体の実施するセミナー等における法制度周知の説明等を実施する。

さらにお祝い金の提供禁止・就職後2年間の転職勧奨禁止にかかる職業紹介事業の許可条件への追加、また募集情報等提供事業によるお祝い金等の提供の原則禁止等、これらの令和7年1月以降に強化された法規制が適切に履行されるよう、事業者等に対しあらゆる機会を活用し周知に取り組むとともに、法違反が疑われる事案を把握した場合は速やかに指導監督を実施し、重大な法違反については行政処分を含め厳正に対処する。

(参考) 労働者派遣事業所数及び職業紹介事業所数の推移

	7年度	前年度比	6年度	5年度	4年度	3年度
労働者派遣事業	3,574	△ 0.9%	3,608	3,634	3,608	3,567
職業紹介事業計	2,578	2.3%	2,520	2,440	2,321	2,221
有 料	2,353	2.2%	2,302	2,225	2,118	2,027
無 料	225	3.2%	218	215	203	194